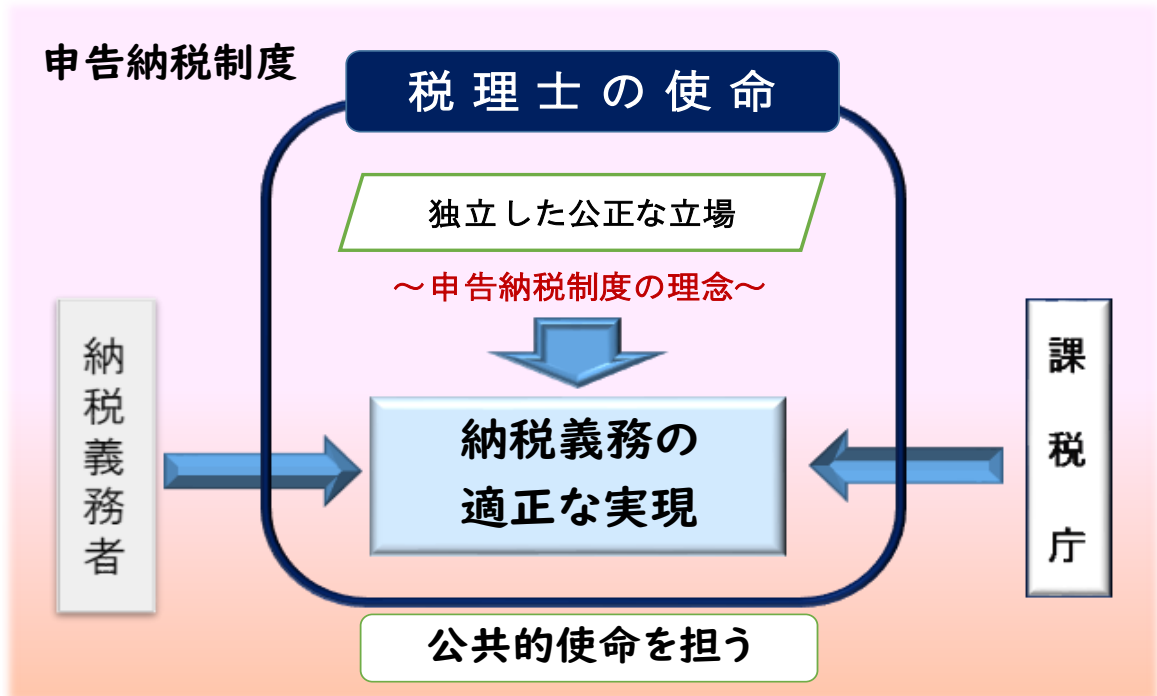


1 総 則

(1) 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする（法1）。



(2) 税理士が行う業務

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする（法2）。

イ 税理士業務

税務代理

税務官公署に対する申告、申請、請求若しくは不服申立て、又は申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述について、代理し、又は代行すること（法2①一）

税務書類の作成

税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書等を作成すること（法2①二）

税務相談

税務官公署に対する申告等、「税務代理」に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関して、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずること（法2①三）

ロ 付随業務

税理士は、上記の税理士業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる（法2②）。

八 裁判所における補佐人としての陳述

税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる（法2の2）。

(3) 税理士業務は税理士の独占業務

税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）でない者は、別段の定めがある場合を除き、税理士業務を行ってはならない（法52）。

（参考）「別段の定め」⇒ 税理士等以外の者が行う税理士業務は、次のとおり。

- ① 臨時の税務書類の作成等（法50）
- ② 税理士業務を行う弁護士等（法51）
- ③ 行政書士等が行う税務書類の作成（法51の2）

2 税理士等に対する指導監督

(1) 国税庁の任務

国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする（財務省設置法19）。

(2) 指導監督

国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士等から報告を徴し、又は当該職員をして税理士等に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる（法55①）。

国税庁長官は、第48条第1項の規定による決定のため必要があるときは、税理士であった者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であった者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる（法55② R5.4.1施行）

(3) 税理士等に対する指導等

税理士法上の調査等により税理士等による税理士法違反の行為が把握された場合には、その違反の程度により、税務署長による行政指導や財務大臣による懲戒処分の手続が行われる。

なお、税理士等の懲戒処分については、

- ① 戒告
- ② 2年以内の税理士業務の停止【注：1年→2年 平成27年4月1日から】
- ③ 税理士業務の禁止

の3種類が定められており（法44）、平成20年3月31日に財務省から公表され、令和5年2月17日に改正された「税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分…並びに第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方」に基づき、懲戒処分の量定が判断される。

(4) 告発

刑事訴訟法第239条

1項 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発することができる。

2項 官吏及び公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

3 税理士等の税理士法違反行為の現状

(1) 懲戒処分等の件数 (単位：件)

会計年度	30	元	2	3	4
処分等件数	51	43	22	21	13
禁止	9	14	4	5	4
停止	42	29	18	16	9

(注) 国税庁ホームページによる各会計年度の件数(全国)を示す。

(2) 令和4年度の「禁止」又は「停止」の内訳 (単位：件)

内訳		区分		計
		45条①	45条①・46条	
禁止		4	—	4
停止	1年以上	—	1	4
	1年未満	—	1	5
計		4	2	13

(3) 懲戒処分等の事由

イ 法第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)

- 故意による不真正書類の作成又は脱税相談等をした場合〔第1項〕
故意に、事実に反した税務書類の作成又は第36条(脱税相談等禁止)違反の行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分
- 過失による不真正書類の作成〔第2項〕
相当の注意を怠り前項の行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止

ロ 法第46条(一般の懲戒)

- 添付書面(33条の2)の虚偽記載、又は税理士法に違反した場合は、戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分
 - ▶ 自己脱税(法第37条違反)
 - ▶ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(法第37条違反)
 - ▶ 非税理士に対する名義貸し(法第37条の2違反)
 - ▶ 使用人等に対する監督義務(法第41条の2違反)
 - ▶ 帳簿作成の義務(法第41条違反)

ハ 法第48条の20(違法行為等についての処分)

- 税理士法人が、税理士法等に違反、又は運営が著しく不当と認められるときは、戒告、2年以内の業務(業務の全部・一部)の停止又は解散
 - ▶ 社員の競業の禁止(法第48条の14①違反)
 - ▶ 内部管理体制不備による不当な運営(法第48条20該当)

4 税理士等の義務等

(1) 税理士等に課せられている主な義務等

【参考1】税理士等に課せられている主な義務等（税理士法（抄））

(2) 特に注意したい違反行為

イ 不真正税務書類の作成

- ・ 故意による不真正税務書類の作成（法第45条①）
- ・ 過失による不真正税務書類の作成（法第45条②）

ロ 名義貸し行為

- ・ 業務停止中の税理士への名義貸し（法第37条《信用失墜行為の禁止》）
- ・ 非税理士に対する名義貸し（法第37条の2）〔罰則：法第59条①二〕
- ・ にせ税理士行為（法第52条）〔罰則：法第59条①四〕

ハ その他の行為

- ・ 使用人等に対する監督義務（法第41条の2）
- ・ 業務け怠（法第37条《信用失墜行為の禁止》）

【参考2】使用人等の不正行為による使用者である税理士に対する懲戒処分

【参考3】税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方

5 事例紹介

- 事例1：故意による不真正税務書類の作成
- 事例2：自己脱税
- 事例3：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
- 事例4：非税理士に対する名義貸し、にせ税理士行為
- 事例5：使用人等に対する監督義務違反
- 事例6：不真正税務書類の作成、違法行為等についての処分

6 違反行為の未然防止について

(1) 税理士の「使命」をしっかりと認識する

（脱税相談、不真正税務書類の作成、自己脱税、自己申告漏れ）

(2) 税務書類の「作成」の意義を正しく理解する

（名義貸し、にせ税理士行為）

(3) 税理士を中心としてコミュニケーションを図る

（使用人等の監督義務、業務け怠）

7 その他

- 「税理士法違反行為」（国税庁HP掲載）の活用
 - ☞ 国税庁HP ▾ 「利用者別情報」税理士に関する情報 ▾ 税理士関係法令等・Q & A ▾ 「税理士制度に関するQ & A」税理士制度のQ & A

【参考1】税理士等に課されている主な義務等（税理士法（抄））

<p>（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）★</p> <p>第2条の3 税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第49条の2第2項第8号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。</p>
<p>（変更登録）</p> <p>第20条 税理士は、第18条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。</p>
<p>（税務代理の権限の明示）★</p> <p>第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。</p>
<p>（税理士証票の提示）</p> <p>第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。</p>
<p>（署名の義務）</p> <p>第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。</p> <p>2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。</p> <p>3 税理士は、前2項の規定により署名するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。</p>
<p>（脱税相談等の禁止）★</p> <p>第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。</p>
<p>（信用失墜行為の禁止）★</p> <p>第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>
<p>（非税理士に対する名義貸しの禁止）★</p> <p>第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。</p>
<p>（秘密を守る義務）</p> <p>第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。</p>
<p>（会則を守る義務）★</p> <p>第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。</p>
<p>（研修）</p> <p>第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。</p>
<p>（事務所の設置）</p> <p>第40条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。）を除く。次項及び第3項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。</p> <p>2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。</p> <p>3 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。</p> <p>4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。</p>

<p>(帳簿作成の義務) ★</p> <p>第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。</p> <p>3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第1項の帳簿を電磁的記録をもつて作成することができる。</p>
<p>(使用人等に対する監督義務) ★</p> <p>第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。</p>
<p>(助言義務) ★</p> <p>第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。</p>
<p>(業務の制限)</p> <p>第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。</p>
<p>(懲戒の種類)</p> <p>第44条 税理士に対する懲戒処分は、左の3種とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 戒告 二 2年以内の税理士業務の停止 三 税理士業務の禁止
<p>(脱税相談等をした場合の懲戒)</p> <p>第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。</p> <p>2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。</p>
<p>(一般の懲戒)</p> <p>第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。</p>
<p>(社員の常駐)</p> <p>第48条の12 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。</p>
<p>(社員の競業の禁止)</p> <p>第48条の14 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。</p>
<p>(業務の執行方法)</p> <p>第48条の15 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。</p>
<p>(法定脱退)</p> <p>第48条の17 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 税理士の登録の抹消 二 定款に定める理由の発生 三 総社員の同意 四 第43条の規定に該当することとなつたこと。 五 第45条又は第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと。 六 除名

<p>(違法行為等についての処分)</p> <p>第48条の20 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。</p> <p>2 第47条、第47条の3及び第47条の4の規定は、前項の処分について準用する。</p> <p>3 第1項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。</p> <p>4 第1項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。</p>
<p>(税理士業務の制限)</p> <p>第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。</p>
<p>(名称の使用制限)</p> <p>第53条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。</p>
<p>(税理士の使用人等の秘密を守る義務)</p> <p>第54条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。</p>
<p>第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたとき。</p> <p>二 第37条の2の規定に違反したとき。</p> <p>三 第38条又は第54条の規定に違反したとき。</p> <p>四 第52条の規定に違反したとき。</p>

(注) ★印のある条文の規定は、税理士法人について準用する。

【参考2】 使用人等の不正行為による使用者税理士等に対する懲戒処分

（「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」財務省告示(20.3.31告示第104号、改正H27.1.30告示第35号、改正 R5.2.17告示第49号)

① 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたとき

当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

② 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったとき

内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

③ 上記②に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合

当該使用者税理士等が法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したのものとして懲戒処分をする。

④ 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたとき

当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

⑤ 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったとき

当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

注1 使用人等：税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。）

注2 使用者税理士等：使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士

【参考3】 税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方（財務省告示第104号）

対象行為		判断要素	量定の範囲（法規定）	
法第45条 (法36条・脱税相談等) (不真正税務書類作成)	第1項（故意）	不正所得金額等 (不正所得金額等「無」)	6月以上2年以内の停止又は禁止 (2年以内の停止又は禁止)	
	第2項（過失）	申告漏れ所得金額等	戒告又は2年以内の停止	
法第46条	法第33条の2の虚偽記載		虚偽記載の件数、程度 戒告又は1年以内の停止	
	法第37条 (信用失墜行為)	自己脱税（重加）	不正所得金額等	2年以内の停止又は禁止
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）	申告漏れ所得金額等	戒告又は2年以内の停止
		調査妨害	妨害行為の回数、程度	2年以内の停止又は禁止
		名義貸し (業務停止中の税理士)	貸人数、作成件数、期間、対価	2年以内の停止又は禁止
		業務懈怠	—	戒告又は1年以内の停止
		会費滞納	—	戒告
		その他反職業倫理的行為	—	戒告、2年以内の停止又は禁止
	法第37条の2（名義貸し） (非税理士（禁止処分の税理士含む）)		貸人数、作成件数、期間、対価	2年以内の停止又は禁止
	法第38条（守秘義務）		—	2年以内の停止又は禁止
	法第41条（帳簿作成義務）		—	戒告
	法第41条の2（使用人監督義務）		—	戒告又は1年以内の停止
	法第42条（業務の制限）		税務代理件数、作成件数、相談件数	2年以内の停止又は禁止
業務停止処分に違反して業務実施		—	禁止	
その他		—	戒告、2年以内の停止又は禁止	

【参考4】 《主な罰則規定》

法第58条	法第36条「脱税相談等の禁止」違反	3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
法第59条	法第37条の2「名義貸しの禁止」違反 法第38・54条「秘密を守る義務」違反 法第52条「税理士業務の制限」違反	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
法第60条	法第42条「業務の制限」違反 法第43条「業務の停止」違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
法第61条	法第53条「名称の使用制限」違反	100万円以下の罰金
法第62条	法第55条「監督上の措置」違反	30万円以下の罰金

【参考5】 令和4年度税理士法改正の概要

改正項目	主な改正条項	施行日
<p>○ ICT化とウィズコロナ時代への対応</p> <p>1 税理士の業務におけるICT化推進の明確化</p> <p>2 事務所設置規定の見直し(物理的な事務所判定基準の撤廃)</p> <p>3 税務代理における利便の向上</p> <p>4 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化</p> <p>5 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化</p>	<p>法2の3 法49の2② 通達</p> <p>通達 規(様式8号)・通達 令7④</p> <p>法19③、41③、48の10③</p>	<p>令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日</p> <p>令和4年4月1日 令和6年4月1日 令和4年4月1日</p> <p>令和4年4月1日</p>
<p>○ 多様な人材の確保</p> <p>6 税理士試験の受験資格の見直し (会計学科目の受験資格の要件の撤廃、税法科目の受験資格(学識)に係る履修科目要件の緩和)</p>	<p>法5</p>	<p>令和5年4月1日</p>
<p>○ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備</p> <p>7 税理士法人の業務範囲の拡充(成年後見業務、租税に関する教育・普及業務)</p> <p>8 税理士法人社員の法定脱退事由の整備 (業務停止処分等により法人から脱退することの明確化)</p> <p>【懲戒逃れをする税理士への対応】</p> <p>9 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備</p> <p>10 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設</p> <p>11 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設(10年)</p>	<p>規21</p> <p>法48の17</p> <p>法55、法56</p> <p>法48、審議会令2④、告示 法47の3</p>	<p>令和4年4月1日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>令和5年4月1日</p>
<p>○ その他</p> <p>12 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備</p> <p>13 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等</p>	<p>規(様式9・10号)・通達</p> <p>規(様式2号)</p>	<p>令和6年4月1日</p> <p>令和4年4月1日</p>